

樋田一 小伝

はじめに

樋田並滋

標題の樋田魯一とは私の曾祖父である。曾祖父の伝記で学術雑誌のページを埋めることはいささか躊躇せざるをえないが、たまたま『大分県地方史』の明治特集号が出されると聞き、また没後すでに五十余年を経ているので、樋田魯一の活動を『大分県地方史』の会員の方がたに伝えることも意義のないことではない、樋田魯一の活動は郷土の歴史の小さな一こまをなしていると確信し、筆を執った次第である。とくにその農政に関する見解、とくに耕地整理論や農業保険論など注目すべきものがあると思う。

本稿は関係史料の調査も不充分であり、文字通り小伝であり略伝であり、あるいはその史料の一部を紹介したにすぎぬものであるが、その詳細な調査研究は別の機会に譲ることとしたいたい。

一、樋田家の由来

家伝によれば、樋田家の祖は辛島勝波豆米であるという。〔註〕辛島勝波豆米は宇佐八幡宮の禰宜となつたが、養老四年（七二〇

年）大隅・日向の隼人の乱の際、その平定に功績があつたことが『八幡宇佐宮御託宣集』や『八幡愚童訓』（愚童訓には辛島勝世豆米となつてゐる）などに見える。辛島氏の祖については中野幡能博士は、五世紀のころ宇佐に入つて來た新羅系の帰化人であろうと推論していられる。

この辛島氏はその後漆島姓をとなえたが、樋田の地に住んだ一派が樋田氏であるという。

〔註〕私の家には以前あるいは系図があつたのではないかと思つてゐるが、明治十年に一揆のため家が焼かれたので、その時焼失したのではないかと私は推測している。私の家には明治十年以前のものは殆んど残つていらない。

二、樋田魯一の生いたち

私の家に『樋田魯一年譜』と題する手記が残つてゐる。魯一が後年記憶をたどつて記述したものと思われ、その首巻は明治八年七月までのことを記してゐる。そしてそれ以後の分については簡単な年譜体で記してゐる。これらは（明治八年以降の分は編纂者が辞令などにより整理増補）昭和三十五年農林省刊の農災資料第十六号付録に納められた。

〔註〕農林省農林經濟局農業災害補償制度史（編纂室で編纂し謄写印刷したもので、この第十六号は樋田魯一著『農業振興策』〔原本は菊版五二三頁〕を主とし、付録に「年譜」と「致遠会について」とを載せてゐる。農業振興策及び致遠会については後で述べることとする。）

なおこの農災史料第十六号は、県立大分図書館に一部蔵せられている。（書名は『農業振興策』）

さて魯一の生いたちについては、主として前述の年譜に基づき概略述べることとしよう。

樋田魯一は天保十年（一八三九年）四月、宇佐郡樋田村福寿庵（現、宇佐市大字樋田字福寿庵）の地に生まれた。幼名を六之助、（父が六十才の時に生まれたのでかく名づけたという）十五才で首服し良三郎と改め、三十才で魯一と改めた。諱は並恭、字は伯敬、龍洞と号し別に求庵などの称号がある。

七才より習字と四書の素読を、十二才より習字のほか五經及び歴史を学んだ。当時郷校でこのような読書をするのは、きわめて珍らしいことであつたといふ。十七—十八才の時算術を学んだ。

一方十二才の時（嘉永三年）父の職を継ぎ庄屋（年譜には里正と記してゐる）となつた。

慶応元年（一八六五年）西国郡代が管内に農兵を募つた。四日市役所支配下では応募者が三百余名あつたが魯一（二十七才）

もこれに応募した。そしてこの農兵に武を講じ文を学ばせる教英館が作られた。

魯一は幼年より教育を充分に受けられなかつたことを遺憾としていた。受けられなかつた理由として、年譜に

一、父の老後の出生で、十二才で父の職を継ぎ庄屋となつたこと。

二、家産に余裕がなかつたこと。

一、当時の事情庄屋の職を重んじ、学問より吏務の練達を必要としたこと。

などの理由をあげている。

しかし教英館に入り学問をする機会を得、講武の余暇、経書の講義を聽講することができた。

翌慶応二年国東郡に百姓一揆が起つたが、魯一は農兵を率いその鎮圧に功績があり、一代苗字帶刀を差許された。

慶応四年（この年明治元年と改められた。一八六八年）正月御許騒動が起つた。勤王の拳兵に失敗した長州の浪士六十余名が宇佐郡の長洲より上陸し、途中四日市に到り四日市陣屋を襲い、東本願寺四日市別院を焼き御許山にたてこもつたのである。魯一は当時郡中総代及び教英館総代として年頭賀礼のため久留米藩に出頭していたが、四日市が襲われたとの報に接し直ちに帰郷、久留米藩はその後家老職に兵を率いさせ宇佐郡に向わせた。（当時四日市陣屋の警備は外様の久留米藩に依託されていた。）

魯一が帰郷してみると、四日市陣屋は焼跡となり、教英館には人一人も居らず、自宅も四方に銃丸のあとがあり、家族も村内に避難していた。

帰郷した魯一は、四日市守備の久留米藩兵や魯一の檄により集まつた教英館員とともに、駿館川で長州浪士の再来に備えたが、やがて到着した長州藩兵は御許山を攻撃し、御許山にたてこもつた長州浪士の軍は平定された。すでにこの前年の十月、徳川十五代将軍慶喜は大政を奉還、御許騒動の前後には鳥羽伏見の戦があり、時代はかわつた。教英館は解散となつたが、この農兵たちは朝廷のために四日市方面の土地を警備することとなり、久留米藩の許可を得て赤心隊

を組織しフランス式の訓練を受けた。同年四日市方面は日田県に所属したが、赤心隊はそのままこの土地の警備にあてられることとなつた。赤心隊は明治二年朝旨により解散するまで続いた。

明治五年二月魯一は第九十二区（樋田村より上拌田村までと上、下矢部村が含まれ、九ヶ村より成る）の副戸長に任せられこの前年に布告された戸籍編製法による新しい戸籍（いわゆる壬申戸籍）の調査を担当した。

この年四月庄屋の制は廃止され、魯一は十二才の時より二十三年間勤めた庄屋役は解職となつた。そして行政区画として大区に区長、小区に戸長を任ずることとなつたが、魯一は第九十一区（小向野、南、北宇佐、日足、和氣、橋津の六ヶ村より成る）の区長に任せられた。

翌六年宇佐郡を二大区に分ち、概ね駅館川以西を第八区、以東を第九区とし、魯一は第九大区長に任せられた。

三、 内務省出仕

明治八年という年は、魯一の生涯にとつて画期的な年であつた。この年一月大阪会議が開かれ、四月には漸次立憲政体を始めるという詔書が発せられた。そして六月に第一回の地方官会議が開かれ、各府県より一名あて傍聴者を上京させた。魯一は推挙されて傍聴者の一人として上京したが、会議終了後内務省より魯一を採用するとの達しがあり、内務省十三等出仕兼地租改正事務局十三等出仕に補せられ、中央政府の役人としての第一歩をふみしめた。

明治十四年には農商務省に転じ二等属に任せられた。

明治十九年農商務大臣谷干城がヨーロッパに派遣され魯一はこれに随行した。これにより魯一の見聞は大いに広まり、農政に関する見解も一大進歩をとげることとなつたと思われる。

翌二十年帰国したが、間もなく『欧米巡回取調書』の執筆にかかり、二十一年二月刊行された。同書は七巻（総覽、法朗西國の部上、同下、独乙國ノ部、白耳義國ノ部、瑞瓈匈荷陸伊英米國の部、漁業の部の各巻）より成り、農商務省編となつてい

るが、魯一が主として執筆したものであろうと思われる。

この『巡回取調書』七巻のうち二巻はフランスの分であるが、魯一はフランスより受けた影響が最も大きかつたと思われる。後述の耕地整理事業も、フランスにおける整理事業の実態調査を参考にしたところが大きかつた。外国語の中でもフランス語に最も関心を示し、これからの世界はフランス語の時代になると信じていたようでフランス語の単語をよく使っていたという。妻の久（昭和十三年没）も多少のフランス語を知っていた。私もこの曾祖母とデパートに行つた時、エレベーターのことをアツサムソールと言つていたことや帽子のことをシャツボと言つていたことなどを記憶している。日本における電動エレベーターは、明治二十三年東京の凌雲閣（いわゆる浅草十二階）にできたのが最初である。魯一は欧米から帰国後日本にもあらわれたエレベーターをフランス語でよんでいたのである。

なおフランスに大きな関心を示したのは魯一だけでなく、当の谷農商務大臣もそうで、帰国前より当時の政府のドイツ一边倒を批判していた。帰国後職をかけて井上外相の欧化政策や条約改正案に反対したことは周知のことである。当時政府顧問として日本に滞在していたフランス人ボアソナードも井上の改正案に絶対反対したが、そのボアソナードの「裁判権ノ条約草按ニ関スル意見」（一八八七年六月の日付があり日本語に訳したもの）が残っている。これは谷農商務大臣の求めに応じボアソナードがまとめた意見であろうかと思われるが、検討の余地がある。

四、 勸農の活動と『農業振興策』

魯一の勸農の活動の舞台は、明治八年内務省に出仕するに及び、せまい郷土より全国に広まった。

明治十一年一月に秋田県四等属、九月に宮城県三等属となり、秋田県について宮城県の勸農にたずさわつたが、やがて十三年内務省にもどり、さらに前述の如く十四年には農商務省に転じた。そして大臣の欧米巡回に随行し、帰国後『欧米巡回取調書』を執筆したが、さらに欧米における見聞の成果を取り入れ『農業振興策』を著わした。同書は前述の如く、農災資料第十六

号の主要部分を占めているもので、魯一の最も重要な著書である。同書の内容については、凡例及び目次を記すことにより紹介にかえたいと思う。

凡 例

一、本書は方今農業の不振を慨するの余り自から搆らす漫りに筆述せしものにて世の同志者と農業振興のことの切情に外ならず

一、本書を著すに臨み思想に浮ぶもの多々なりと雖も前項に示すが如く其目的農業振興の階梯を造るにあれば勉て繁を省き文竇も亦成るべく簡易を主とせり

一、本書の汎く農業振興の材料を載るにありて一地方一計画の為に本末を擧止するものにあらず故に叙事に輕重本末前後の区別をなさず

一、本書に計画の大体を示して方法の詳密に涉らざるは蓋し凡百の事業各地方の実地に適否あるものなれば其詳細を示すは却て実地に当りて円鑿方枘の不都合あらんと恐るればなり

一、本書に述る旨趣は固より農業にあるも農政に涉らざらんと期すれども偶海外諸国の事例を引用することあるは参考に裨益あるべしと信じて已むべからざるものに限れり

(後 略)

目 次

第一編 総 論

第一章 人の世に處する目的は幸福を需むるにあり

第二章 幸福は業務に勉強するより生ず

第三章 (省 略)

第一編 教育及獎勵

第一章 農業教育のこと

第二章 農業監督官及巡回教師のこと

第三～十章 (省略)

第三編 計画方法

第一章 提要

第二章 農業保險即ち隣保相助くべき組合の事

第三章 農業上有形組合の事

第四章 共同農具使用法の事

第五章 耕地の区画及耕作路改良のこと

第六～十九章 (省略)

第二十章 農業資本の源を開発する事

第二十一章 勤勉蓄積忍耐は万業成就の母たる事

附 錄

内田勉太郎伝

後藤精之介伝

久阪耐三伝

魯一は明治二十二年一月より六月まで非職(休職)となり、ついで翌二十三年六月再び非職となつたが、官をはなれ自由な

立場になり、勸農の活動は一段と活発になつた。農產品品評会審査委員長、農事大会委員、蚕糸業大会委員などにつぎつぎに委嘱され、あるいは農事大会に出張講話をするなど活動は続いた。そして明治三十三年より三十六年まで大分県農会長を勤めた。一方これらの活動と並行して文筆活動も盛んで、しばしば「大日本農会報」などに投稿した。

五、耕地整理と印旛沼・手賀沼の干拓計画

魯一は国内の見聞や歐米巡遊中のフランス及びルクセンブルグの耕地整理事業の実態調査などにより、耕地整理事業の必要性を痛感していたが、明治三十年に『耕地区画改良方桉』という小冊子を発行して、耕地整理の必要性を強調しその具体的手続きなどを示した。そして明治三十一年には魯一が理事となり、発起会員一二五名とともに「耕地区画改良大成同盟会」を発会し、翌年より会報を発行して耕地整理（発会当時は耕地区画改良とよんだが、間もなく耕地整理法が發布されたので、明治三十四年会名も耕地整理大成同盟会と改称）の事業の推進を啓蒙した。会報には関係法令、その他参考になる記事を掲載している。会報を見ると発会した三十一年には前述の通り会員一二五名であったが、三十四年には七〇名増加し、各地の会員からの耕地整理の状況報告も載せられていて、その成果を知ることができる。

さて魯一の晩年の、しかも最後の大きな活動は、千葉県の印旛沼・手賀沼の干拓事業計画の推進である。

印旛・手賀両沼は江戸時代にもたびたび干拓の計画が立てられた。手賀沼は享保年間上下の沼に分けられ下沼の一応成功したがやがて水没してしまつた。印旛沼は天明年間の田沼意次の立てた町人請負による計画、天保年間の水野忠邦の幕府直轄による計画など有名であるが、完成を見ずに終つた。

明治時代になり、歴代の県令・知事はその干拓を政府に建議し、あるいは測量を行なうなどしていたが、とくに明治二十六年ころより両沼の付近の有志が中心となつて調査を行なつてきた。そしてこの事業を成功させるため、明治四十四年の夏発起人數名は魯一に対し長文の手紙をよせ、ついで上総一宮に避暑中の魯一を訪問し協力を求めてきた。魯一は一応これを辞退、百

分はこれまで農事のために多少微力をつくしたが、今や老年となり各方面のことを辞退して余年を楽しんでいることなので、折角のことだが辞退するほかない」旨答えた。それではとにかく実地を一応巡視してくれと懇請され、九月に両沼方面を巡視した。ちょうどその時は洪水の直後で、田に水があふれ、畑の作物も水につかって腐敗し、家屋も大きな被害を受けていた。

これを見た魯一の心は動いた。何とかこれを救う方法はないかと感懶にふけつた。その後この干拓事業期成のため三千七、

八百名の署名により至誠会が結成され、魯一に監督の地位に即くよう要請してきた。魯一はついに快諾するに至った。

同年十二月、発起人たちは事業認可の願書を県庁に提出した。しかし当時の県知事は認可する意志はなかつたようで翌五年五月「聞届難し」との指令を出した。しかしその後も魯一は発起人たちとともに、事業を成功させるためのあらゆる努力を重ねた。経費の面でも魯一の自弁も少なくなかつたようである。この年七月明治天皇は崩御され大正時代に入るが、その二月「印旛手賀両沼排水開拓発起認可ニ関スル請願書」を貴族院議長、衆議院議長にそれぞれ提出した。

翌大正二年にはフランスの公共事業会社と資金の調達や事業設計に関し仮契約するなどして、前回よりも更に細密な計画を立て、同年十二月再び県に認可申請の願書を出した。しかし認可は得られず、翌三年ついにこの計画は一応断念せざるを得なくなり、魯一は発起人及び至誠会員総代にあて『事情報告書』と題した小冊子を送ることとなつた。

この小冊子の最後に

と題する魯一の歌一首がある。

玉を食み錦を衣つるつか世人

しつのこころをかへり見もせず

魯一の気持をうかがい知ることができる。

県知事がこの事業を認可しなかつたのは、この計画に不備の点があるという理由であつたらしいが、魯一をはじめ発起人た

ちは認可さえあれば絶対成功させる確信を持つていたようである。なお魯一の墓誌に「晩年企画印旛手賀兩沼排水開拓之事偶歐洲大亂乃中止之」とあるが、前述の事情報告書には歐洲大戦のためとは書いていないし、大戦と直接には関係ないと思う。

この両沼は、太平洋戦争後國営事業による干拓の計画がすすめられたが、この事業は昭和三十七年発足の水資源開発公團に受つかれ、利根川水系開発事業の一部として両沼の部分的干拓と洪水防止の工事など完成した。まことに永い干拓の歴史であった。

六 致遠会

前章で紹介した『農業振興策』に見える魯一の農政に関する意見のうち、農業保険論は注目すべきものであろう。『農業振興策』が農災史資料の一つとして取上げられ復刻されたのもこれがあるためである。とくにその第三編第二章「農業保険即ち隣保相助くべき組合の事」及び付録の「後藤精之介伝」などに農業保険の必要性を説いているが、これらは欧米巡遊より得た知識によるところが大きいと思われる。後藤精之介伝は付録の他の二つの伝と同様、魯一の国内及び欧米における見聞や農政に対する見解を仮空の人物の伝記に托したものであろう。

後藤精之介伝に「五人組の事たる寛永己降の制度にして　其名は時と場合によりて大に有益なる事ありたり

根付草手荒し等の事ある時は其五人組中のものは連帶の責任ありたれば、仮令五人組内のもの疾病事故ありて根付又は草取手入れを怠る時も、相互に申合せ加勢をなして甚しき不利益に陥らしめず　」と江戸時代の五人組について相互扶助の組合としての役割を重視し、これに統いて「今や斯の隣保相助くるの法を政府の法令に俟んより民間同志者を結んで大に其実益を挙るに如かず　」と隣保相助くるの組合の必要性を強調している。

さらに「世の文明に赴くに隨ひ百般の事皆保険あり

　　独り農業上にのみ保険なくして可ならんや。聞く所に依れば泰西諸

国にては農業上にも保険の法ありと。然れども我国は一躍泰西諸国に行はるるが如き農業保険法を設けんとするは未だ容易に行はれざるべし。然れども疾病事故の為め相互に努力の助け合をなして前に陳るが如き不測の災に罹るの不幸を免かれしむるは是又一種の保険法にして必ずなるべからざる者なれば」と述べ、精之助は十人を一組として村内に農業組合を作り、三年にして一村の風儀も改まつたとこの伝記に記している。これは魯一の考へている農業保険の基本的な構想であり、「農業振興策」第三編第二章にはこの保険について具体的な説明をしている。

さてこのような構想を実行に移そうとして、致遠会と名づけた農業の保険の団体を創設することとなつたのである。

『致遠会発起の旨趣』は明治二十二年二月小冊子で発表した。この旨趣は、その目的要領、会則などとともに農災史資料十六号の最後に収められている。明治二十二年の前半は魯一は非職となり郷里に帰つていた時で、かねてより考えていたことを実地に行なおうとして致遠会を創設したのである。「致遠」とは「遠きを致すは必らず近きよりす」という古語より取つたもので、致遠会を作ることにより農家の経済の振興をはかり、ひいては一村、一郡、一県、一国の隆盛を期するものである。

致遠会の組織、会則などを要約してみると

- 1 倉庫部を宇佐町に置き、ここで事務をとる。（宇佐は八幡宮の所在地で人々の集合の便がよく、また入会式は八幡宮の神前で行なわれる。この倉庫部は会員の会合する場所であり、農業関係の図書・雑誌を備え会員の閲覧に供するところでもあるが、またここに事務局も置かれている。）
- 2 本会は一村内五名以上の同志が結合して入会を希望し、承認を受けたら正会員となる。
- 3 会員は最寄会員の疾病または不期の災厄にかかるもの、子弟の徴兵就役したものなどに農事の助力をする。
- 4 会員の利益を保護するため農産物の売却を協同で行なう。また農業改良のための事業も行なう。
- 5 会員は、勤勉節儉につとめ、備荒貯蓄の充実を図る。
- 6 本会の経費は会員の醵金やその他寄付金などにより公債を購入してその利子をあてる。

以上ごく簡単に致遠会の内容をみたのであるが、要するに会員の病気その他の事故などによる農業經營の困難を、会員相互の助け合いによつて切りぬけ、各自は勤勉、節儉、貯蓄につとめようというものであり、そのために五人組を基礎にしたような農業組合を作ろうというのである。即ち保険料を払込み一定の事故や損害があれば保険金を受取るという今日の保険の類とは異なるものである。

勿論損害保険としての農業保険を考えなかつたわけではなく、前に引用した後藤精之介伝の一節にも「世の文明に赴くに随ひ百般の事皆保険あり。即ち火災に海上運輸に生命に夫々保険あり。^{〔註〕} 独り農業上にのみ保険なくして可ならんや。」とあるように、究極の目標は損害保険をはじめることにあつたのであらうが、すぐにこれをはじめることは不可能なので、まず相互扶助的な農業組合としての致遠会の創設を考えたのであらう。そして致遠会は単に相互扶助的な組合にとどまらず、今日の農業協同組合の如きものを企図していた。即ち貯金銀行を創立し、貯蓄を奨励し会員に融資し、あるいは農産物の買上げを行ない農業倉庫を設けることなど考えていた。さらに共進会を開き、耕地整理をすすめることなども企図していた。

このような理想をもつて計画された致遠会は、具体的に何人の会員を得、どのような成果があがつたかということを知りたいのであるが、残念ながら手許にその史料が見当らず、今後の調査に譲らざるを得ない。

〔註〕 当時日本には、生命保険では明治十四年創立の明治生命保険会社、火災保険では明治二十年創立の東京火災保険会社があつた。

あとがき

樋田魯一小伝を書くに当つてはできる限り客観的に書こうと努めた。やたらに称賛して書くことも、また近い先祖だからといつてひかえ目にして書くこともさるべきである。

しかしやはり近い先祖の伝記となる書きにくいことも少なくない。普通伝記では最初にその人物の人となりを書く例になつてゐるが本稿では最後になつてしまつた。

魯一の没後すでに五十三年を経過し、魯一と面識のあつた人はごく少数になつた。しかもこれらの人々は魯一の晩年に二十才前後あるいはそれ以下であつた人であり、これらの人々の断片的な話だけでは魯一の人となりを充分には伝えることはできないが、年譜の記事なども含めて総合してみると、魯一は年少のころより学を好み、信念を貫き通す強い意志をもち、自己の意にそわないことには妥協をしない性格であつたと思われる。一方小野精一著『大宇佐郡史論』には着実温厚と記しているが、魯一の性格の一一面を伝えているものと思う。

私の家には明治十九年以来の魯一の当用日記（明治二十四年以後は懐中日記と称する今B7版 文庫本よりやや小さいもの）が保存されているが、これを見ると大正四年三月神奈川県鶴見の總持寺で倒れ同三十日病没する三日前まではほとんど毎日休まず記載している。内容はごく簡単な私的な覚書き的なものが多いが、年により天気、気温を、あるいは起床、就寝時刻を毎日記している。きわめて几帳面な性格であつたと思われる。

また小作人を愛撫したようである。例えば晩年のことであるが、眼をわるくして困つてゐる小作人に治療費を与えたことがあつたという。治療費をもらつて感激した人から直接聞いた話である。魯一の自筆の家憲・家範が残つてゐるが、その家範の中に「小作人を愛撫すべき事」という一ヶ条がある。小作料も一般水準より低かつた。

なお魯一の趣味としては取立てて書くほどのものはないが、ただ華道はある程度行なつていていたかと思われる。「池之坊七種伝」「定式」「廻生」「生花巻」の四巻の家元から出された秘書を、明治一十九年から三十三年にかけて受けている。

最後にエピソードを一つ記しておきたい。

魯一は冬でも火鉢を使用しなかつた。来客があると客には手あぶりを出し、自分は手あぶりに見せかけた火の入つていない木箱をそばに置いていたという。この木の箱は今日まで保存されている。